

ミネラル食事 DAIET メソッド講座業務委託契約書

_____ 山田美由紀 _____(以下、「甲」という。)及び _____ 森山裕子 _____(以下、「乙」という。)とは、乙が甲へのミネラル食事 DAIET メソッド講座業務(以下、「本講座」と言う。)(を委託するにあたり、以下のとおり合意する。)

第1条(目的)

本契約は、甲が、本契約第6条1項に定める有効期限において、本契約第3条2項に定める乙の協力を得つつ、乙の現状、ニーズ等を把握した甲が蓄積してきた知識、経験等を活用して本講座を実施し、乙のビジネスにおける課題解決等を支援することを目的とする。

第2条(コースの内容及び料金の支払い方法)

- 1 甲が乙に提供する個別本講座のコース(以下、「本コース」と言う。)及び料金は、
下記の通りとする。

コースプログラム料金: _____ 500,000 円

・個別コンサルティング全 _____ 12 _____ 回

・合同講義全 _____ 6 _____ 回

- 2 乙は、甲に対し、前項の金員を本契約締結の日から1週間以内にクレジット決済により或いは甲指定の銀行預金口座に振り込み送金して支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

第3条(甲の義務と乙の協力等)

- 1 甲は、本講座を善良なる管理者の注意をもって実地する。
2 乙は、自らのビジネスにおける課題解決等できるかどうかは、乙自身の行動・努力・周囲の環境等諸般の事情に左右されるものであることを了承し、本講座実施に際し甲への必要な情報の提供、甲からの要請事項や作業について、誠意を持って積極的に協力することとする。

第4条(ミネラル食事 DAIET メソッド講座との内容及び方法)

- 1 本コースに基づく本講座の内容は、甲乙協議の上、その都度、適切であると判断した内容を扱うものとする。
2 本講座の方法は、対面、ZOOM(その他インターネット等を介した通話サービスを含む。以下「ZOOM 等」と言う。
(のいずれかの方法によるものとする。対面本ミネラル食事講の飲料代は各自負担とする。
3 乙が本講座に関して何らかの緊急事態が発生した場合には、電話にて甲と連絡することができる。ただし、その際に甲が応電できなかった場合には、甲乙改めて時刻を協議した上で、再度乙より後に電話にて連絡する。通話料は、乙の負担とする。

第5条(ミネラル食事 DAIET メソッド講座の日時)

- 1 本コースにおいて、本講座の実地日程は、甲乙協議の上その都度調整することとする。
2 ミネラル食事 DAIET メソッド講座の実地日時を変更する場合には、本講座実施日の前日までに甲あるいは本講座担当者(にその旨を通知し、代替日について協議し決定する。
3 本講座の開始予定時刻から30分以上が経過したが、乙が本講座開催予定場所に到着せずあるいは乙からの ZOOM 等の着信がなく、かつ乙から事前の連絡がない場合、甲は、乙が当該開催日の本ミネラル食事 DAIET メソッド講座をキャンセルしたものとみなすことができる。
4 本講座の実地時間が(各回所定の時間を超えた場合には、超過時間分につき次回の本講座開催時間を消化したものとみなす。

第6条（有効期間）

1 本コースの有効期間は、初回講座実施日から6ヶ月以内とし、乙は、その期間内に本講座を受けて終わることとする。有効期間経過後は、乙は、本講座を受ける権利を喪失する。ただし、やむを得ない自由等がある場合には、未消化のセッションの取り扱いについて、甲乙協議したうえで決定する。

2 本コース終了後、引き続き乙が甲の本講座を受けることを希望する場合には、以後の本講座契約の内容及び料金につき、甲乙協議したうえで決定する。なお継続して本講座を受ける場合、本契約第2条1項に定めるコースの内容及び料金を除き、本契約を準用する。

第7条（守秘義務等）

1 乙と甲は、本講座で知れた甲及び乙の営業秘密あるいは個人情報を、相手方の承諾なく第三者に開示してはならない。

2 甲は、乙の承諾及び対価の支払いなしに、乙の本講座による成果等をウェブサイトやチラシ等の広告物に掲載(セミナー等の講演も含む。)することができる。ただし、甲は、個人情報を含まないように加工する等、公開時には最大限に配慮するよう努めるものとする。

第8条（知的財産等）

1 本コースに付随して甲が乙に交付するテキストその他の資料(紙媒体及びデータによるもの双方を含む。以下(「著作物等」という。))について、その知的財産権(著作権及びその他の知的財産に関する一切の権利を含みます。以下「知的財産権等」と言う。)は甲に帰属する。

2 乙は予め甲の承諾なしに甲の著作物等を使用してはならない。具体的な例として、次の各号のいずれかに相当する行為を禁止する。なお、本契約終了後も同様とする。

- (1) 著作物等をそのまま流用し商用利用する行為
- (2) 著作物等を乙の著作物であると誤認させるあるいは誤認する可能性のある表示を行う行為
- (3) その他、甲が著作権法に基づき不適切な利用方法である判断された行為

3 本講座において、乙から甲へと提供される情報等について、第三者の知的財産権と検討を侵害しないよう万全の注意を払うこととする。

第9条（中途解約の禁止）

1 本契約締結後から本契約第6条1項に規定する有効期間の間において、本契約を解約(以下、「中途解約」と言う。)することはできない(本契約第10条に規定する解除に相当する場合を除く。))但し、やむを得ない事由につき、甲が乙に対して中途解約することを承諾した場合には、この限りではない。

2 本条第1項の規定に基づき中途解約が行われた場合、当該解約によって返金する金額は甲が決定するものとする。また、返金は甲の指定する方法で支払いをし、返金にあたり発生する手数料等については乙の負担とする。

3 本条の規定は、本契約第6条2項に規定する更新の場合においても準用する。

第10条（解除）

1 甲乙は、相手方が次の各号の一つに相当するときは、催告を要することなく直ちに、本コースの全部または一部を解除することができ、かつそれによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

- (1) 本契約の条項に違反し、合理的期間を定めて書面でその是正を求められたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき
 - (2) 反社会的勢力に該当すると認められるとき、反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められるとき、反社会的勢力を利用して認められるとき、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している時、自ら又は第三者を利用して詐欺的手法、暴力的行為又は脅迫的刑事を用いた時、その他これらに準ずる行為をした時
- 2 乙の行動等により、甲が乙との信頼関係を維持できないと判断した場合には、甲は、本コースの全部または一部を催告なく解除することができる。

第 11 条 (不可抗力)

- 1 甲あるいは乙の不貞行為が、災害、暴動、戦争その他これらに準ずる非常事態による場合には、その不貞行為につき責を負わない。
- 2 前項の事態が発生したときは、被害にあった当事者は、他の当事者に直ちに不可効力発生を旨を伝え、予想される継続期間を通知するものとする。

第 12 条 (損害賠償)

- 1 乙は、本講座に基づき行動した結果を不服として、甲に対する損害賠償その他一切の請求をしないものとする。
- 2 甲は、本講座の結果に起因して発生した第三者への損害等について、一切の責任をおわないものとする。

ただし、甲の故意または重大な過失による場合は、この限りではない。

第 13 条 (競技)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙互いに誠意をもって協議してその解決をはかるものとする。

第 14 条 (準処方)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 15 条 (合意管轄)

本契約に関わる紛争については、事案の性質に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第 1 番の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の内容につき、本書 4 通を作成し甲乙それぞれ記名捺印あるいは署名捺印して各 1 通を保有する。

2023 年 4 月 22 日

甲 住所
TEL
名前

印

乙 住所 279-0002 千葉県浦安市北栄 2-2 4-1 7 トーア第 2 浦安 2 0 4
TEL 090-3965-1787
氏名 森山裕子

